

石垣市窓口番号案内表示システム等設置に係る提供者募集要項

1 目的

本要項は、石垣市役所市民課等窓口の混雑緩和及び窓口業務の効率化を図るとともに、デジタルサイネージ等を活用した来庁者への行政情報・地域情報などの提供、窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）導入にあたっての経費等削減を目的に、無償で設置する事業者と協定を締結するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

石垣市窓口番号案内表示システム等設置事業

(2) 事業内容

番号発券機、番号呼出モニター等を設置し、音声案内により来庁舎を窓口へとスムーズに案内する。また、民間広告や行政情報を放映するディスプレイ（以下、「放映機器」という。）を併設し、広告掲載で得られる収入により、システムの設置及び運用にかかる経費を賄うものとする。

(3) 事業期間

平成 30 年 7 月から平成 35 年 6 月まで

(4) 設置場所

沖縄県石垣市美崎町 14 番地

石垣市役所市民課及び 1 階フロアの一部

(5) 設置する機器等の仕様

別紙「石垣市窓口番号案内表示システム等設置事業 仕様書」のとおり

3 応募資格

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ・石垣市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 17 日制定）に該当しないものであること。また、暴力団員が事実上経営に参加していないこと。
- ・公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- ・過去 5 年以内に、国又は地方公共団体において、窓口番号案内表示システム等設置の実績があること。
- ・沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有している者及びシステムトラブル時の

迅速なサポート体制を取れる者であること。

4 システム設置等に関する責務等

(1) 市の責務

ア 市は、システム設置のために必要な場所等を確保し、今回の募集により選定された事業者へ提供する。また、設置工事や設置後の機器運用等に伴う問題が生じた場合は、両者協議の上、課題解決にあたる。

イ 市は、提供者が掲出する広告の内容等を精査し、石垣市広告掲載要綱第13条に基づく石垣市広告審査会での審査を経て、掲出の可否を決定し、その結果を提供者に通知する。

(2) 提供者の責務

ア 各種機器の調達、設置、維持管理、移設（庁舎移転等）、撤去及び運用に係る消耗品等の経費は提供者の負担とする。また、放映機器の使用に係る電気料金は、当該機器の消費電力に年間の稼働日数をもとに積算し、市の請求により納入するものとする。

イ 提供者は、広告に関する募集、決定、制作及び掲載等の一切の業務を行うものとする。この場合において、提供者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にしなければならない。

ウ 提供者は、来庁者に対して行政情報の配信を行う。掲載するコンテンツについては、市担当者との協議、打ち合わせを踏まえて制作し、広告と合わせた全掲載枠の25パーセント以上の掲載枠を確保すること。

エ その他の責務については、別紙「石垣市窓口番号案内表示システム等設置事業仕様書」に従うものとする。

5 行政財産の使用許可及び使用料等

(1) 提供者が、放映機器を設置するときは、石垣市公有財産規則（平成3年規則第7号）に基づく目的外使用許可を、単年度ごとに市から受けること。

(2) 提供者が、放映機器を設置したときは、石垣市使用料条例（昭和47年条例第45号）に基づく使用料を負担すること。

6 応募方法等

(1) 受付期間

平成30年2月19日（月）から平成30年3月9日（金）まで

(2) 受付場所

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地
石垣市役所 市民保健部市民課

(3) 提出書類

- ① 提供申込書（別紙1）
- ② 企画提案書（任意様式）
- ③ 法人概要
- ④ 設置する機器等のカタログ
- ⑤ 導入実績調書（別紙2）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、受付期限までに必着とする。また、提出した書類は返却しないものとする。

(5) 質問書の受付及び回答方法

本募集要項及び仕様書に関する質疑は、質問書（別紙3）の提出によることとし、次の方法により行うこととする。

○受付期間：平成30年2月19日(月)から平成30年2月28日(水)午後5時まで

○提出方法：「8 問い合わせ先」のメールアドレスへ提出

○回答方法：受け付けた質問書を取りまとめ、社名をふせた状態で、平成30年3月5日(月)に市ホームページにて一括して公表する。

7 提供者の選定

提供者の選定に当たっては、提出された企画提案書等に基づき、「石垣市窓口番号案内表示システム等選定委員会」において総合的に評価し、提供者を決定するものとする。

(1) 選定委員会

① 選定委員会の構成メンバーは、石垣市職員で構成する。

② 選定委員会の会議は、非公開とする。

(2) 選定方法及び結果通知

① 選定委員会において、提出された企画提案書の内容を別表「評価基準」に基づいて評価を行い、書類審査のみで事業者を選定する。

② 選定結果については、応募のあった事業者全てに文書で通知することとし、決定した事業者は、速やかに本市と協議の上、システムの設置及び運用に関する協定書を締結する。

8 問い合わせ先

石垣市役所市民保健部市民課

担当 仲間 典登

TEL: (0980)82-1260 FAX: (0980)83-7172

E-mail: siminka@city.ishigaki.okinawa.jp